

〇二〇二三〇三二四製局第一号

航空機製造事業法の運用について（昭和五十四年七月二十日付け五四機局第三九一号）の一部を次のように改正する。
令和五年三月三十一日 経済産業省製造産業局長 山下 隆一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える

改正後	改正前
<p>(1) 事業とは、同型機の量産等一定の目的をもつてなされる同種の行為の反復継続的遂行をいい、法第二条の三第二項に掲げる事業計画書又は事業収支見積書の内容が確定していない場合において試験的に製造又は修理を行おうとする者については、法第二条の二の規定による事業の許可を受けることを要しないものとする</p> <p>(2) (8) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(9) (11) [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>(1) (7) [略]</p> <p>(8) 試験的に製造する場合等の届出について 許可事業者又は届出事業者が法第六条第一項ただし書き、第九条第一項ただし書き、第十一条第一項ただし書き又は第十四条第一項ただし書きの規定に該当する航空機又は航空機用機器の試験的製造等を行うときは、理由書（試験的に製造しようとするときは航空機又は航空機用機器の要目その他設計に関する事項を記載した書類を含む。）を添え、別記様式第二による届出書を経済産業局長を経由して提出させるよう指導すること。</p> <p>(9) (11) [略]</p>

備考 表中の「」は注記である。

別記様式第2を削る。

附 則

この通達は、令和五年三月三十一日から施行する。